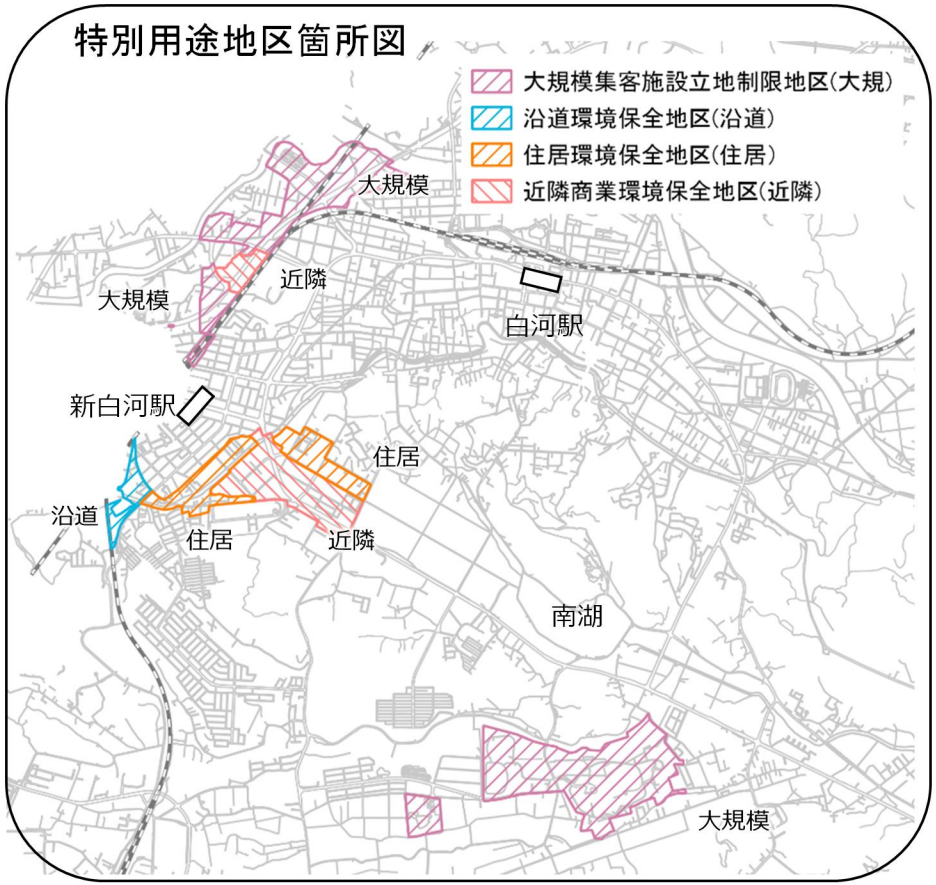
白河市の特別用途地区について

特別用途地区とは、都市計画法に定めのある地域地区であり、用途地域に重ねて、用途の制限を強化または緩和を行う制度です。白河市の場合は、主にギャンブル関係の施設立地による環境の悪化を抑えることを目的として、条例により制限を強化しています。

特別用途地区箇所図



＜白河市特別用途地区建築規制の概要＞

種別	建築してはならない建築物	面積（ha）
大規模集客施設立地制限地区（準工）	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が１万平方メートルを超えるもの	94.4
沿道環境保全地区（工業）	（１）　マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの （２）　カラオケボックスその他これに類するもの （３）　倉庫業を営む倉庫 （４）　個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するもの （５）　火薬類や危険物の製造施設や危険物貯蔵施設等	4.8
住居環境保全地区（２住）	（１）　マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの （２）　カラオケボックスその他これに類するもの	22.1
近隣商業環境保全地区（近商）	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの	29.2

※（）書は前提となる用途地域